

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年四月二日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

松野三佳 東京都西東京市田無町四丁目二一番八一四〇一号

檜山正道 山梨県南都留郡富士河口湖町小立三九七七番地コーベンアパートF号

小松典子 東京都葛飾区龜有四丁目二一番一一五〇一号セリオ七番館

谷重千代年 兵庫県尼崎市武庫之荘東二二丁目一八番二号

越智輝章 大阪府大阪市西成区太子一丁目一番一四号大阪救靈会館内

越智達憲 愛知県名古屋市中村区二ツ橋町三丁目四六番地（十津川荘一號）

二 送達すべき書類の名称

県道東広島本郷忠海線改築工事（広島県三原市小泉町地内）に係る土地収用事件の裁決

書正本

三 土地等の表示

所在				地番	公簿 地目
保安林	保安林	私道	保安林	現況	
三原市小泉 町字平家山 二 甲四二三番	保安林	私道	保安林	公簿（m ² ）	地 積
四八四七二	一			実測（m ² ）	
二九〇・〇二	四二三・三六	八一・二一	一四六八・七一	収用する土地 の面積（m ² ）	

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二年四月九日をもって、その書類の送達があ

つたものとみなされます。